

1 業務委託名

熊本地震 10 年関連事業
東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託

2 目的

熊本地震から 10 年を迎えるにあたり、特に震源地に近く甚大な被害を受けた熊本市東区においても、市民アンケートでは、記憶や教訓が年々薄れてきているとの結果になっており、震災の記憶や教訓が区民の間で風化しつつある。

本業務は、当時の体験を語る「語り部」の証言を映像として記録・保存することで、震災の記憶を次世代へ継承し、防災意識の向上と地域の防災活動の継続・強化を促すことを目的とする。

3 履行場所

熊本市内（主に東区）

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

5 業務内容

以下の業務を一括して委託する。

(1) 熊本地震の記録映像制作

【必要とする記録映像】

① 熊本地震に関する記録や写真

- ・各校区の被災状況
- ・東区役所の災害発生時から窓口業務再開までの対応の様子
- ・旧熊本市民病院、動植物園の様子
- ・避難所の様子

② 語り部の記録

- ・熊本市東区内の 18 校区における震災体験者（語り部）へのインタビュー映像の撮影・編集
- ・校区ごとに 1 名以上の語り部を選定し、震災当時の体験、復興の過程、現在の防災意識等ができる限り多く記録すること。
- ・インタビューには、若手職員や地域（学生など）を同伴させること。

※インタビュアー、インタビューイは、委託者で手配する。

※インタビュー内容は、委託者が提案し、両者で協議すること。

※①、②に限らず、必要な素材は委託者と協議の上、追加すること。

(2) ドキュメンタリー映画の制作

- ・上記（１）の記録映像を活用し、60 分以内のドキュメンタリー映画を制作。
- ・映画の構成は、震災の記憶、復興の歩み、防災への教訓を中心に、観覧者の共感と日頃から災害に備える意識を促す内容とする。
- ・当時の東区役所や避難所の様子などを写真やナレーションを用いて表現し、観覧者一人ひとりが自助・共助・公助の役割を認識できるような内容とすること。
- ・ナレーション、音楽、字幕等を含めた完成版を納品すること。
- ・地域住民や学校等での上映を想定した内容とする。
※映画「いっちょんすかん」と同時上映予定
- ・映画制作にあたり必要とする素材
 - ①熊本地震の概要（地震未経験者にも分かりやすくするため熊本地震説明）
 - ②インタビュー映像（地震でつらかったこと）
 - ③インタビュー映像（行政への要望）
 - ④東区役所の状況が分かる映像（行政の災害対応の様子）
 - ⑤インタビュー映像（避難所運営について）
 - ⑥インタビュー映像（10 年後の自分に言いたいこと、したほうがよかったこと）
 - ⑦インタビュー映像（熊本地震後の取組、普段から「…かもしれない」危機感を持つ、平常時の備えの啓発）

（３）ダイジェスト版の制作

- ・上記（１）（２）の映像を活用し、1 分以内の宣伝用の映像を制作する。

6 成果物

- ・語り部の記録映像（18 校区分の映像）
- ・ドキュメンタリー映画（60 分以内）
- ・映像データ式（編集前・編集後）、台本、字幕データ等
※上記の納品物は、令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までに納品すること。
※映像データの納品形式は委託者と協議のうえ、決定すること。

7 実施体制

現場責任者を配置するとともに、委託業務を履行するために必要となる人員を確保し、万全の実施体制及び連絡体制を整備すること。

8 業務計画書、報告書等の作成

（１）業務計画書

業務実施に係る計画書（人員配置等実施体制、スケジュール等）を提出し、業務の進捗管理を着実にを行うこと。

（２）業務報告書

映像の概要(出演者、質問内容など)を含む報告書を作成すること。

9 業務上の注意

- (1) 現場責任者を配置し、常に本市の担当者と密接に連絡を取り、その指示に従うとともに、業務の執行状況等に係る照会に対して、いつでも速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (2) 本市の信用を失墜する行為を行ってはならないこと。
- (3) インタビュアー、インタビュイー、インタビューの内容は、委託者との協議のうえ決定し、個人情報を含む資料については適切かつ厳重に管理すること。
- (4) 本業務により新たに制作される映像、音声、編集成果物等はすべて委託者に帰属する。
ただし、受託者が本業務の遂行にあたり提供する受託者または第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
既存著作物については、委託者は本業務の目的の範囲内での利用を許諾されたものとする。
- (5) 本業務で使用する映像、音声等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可を得るものとする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。

10 その他

撮影業務に必要な本仕様書に定めのない事柄については、委託者との協議により対応すること。